

「周南市における開発許可等審査基準の一部改正案」のパブリック・コメント実施要項

1 実施の目的

開発許可制度は、都市計画法において、市街化区域と市街化調整区域における無秩序な市街化を防止し、段階的かつ計画的な市街化を図っていくとともに、開発行為については公共施設や排水施設等必要な施設の整備を義務付けることにより、良好な宅地水準を確保することが趣旨とされています。

本市では、適切な開発許可制度の運用を図るため、「周南市における開発許可等審査基準(以下「審査基準」という。)」を定め、平成26年4月1日から運用を行っていますが、この度、審査基準の一部改正を行うこととしましたので、広く市民の皆様からご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見は、内容を検討の上、本審査基準改正の参考とさせていただきます。

2 意見公募（パブリック・コメント）の対象

「周南市における開発許可等審査基準の一部改正案」について

3 意見公募（パブリック・コメント）に関する手続について

(1) 意見募集期間

令和元年10月15日（火曜日）から令和元年11月15日（金曜日）

(2) 資料の入手・閲覧の方法

◆意見募集の対象の資料は次の通りです

「周南市における開発許可等審査基準の一部改正案」の概要

「周南市における開発許可等審査基準の一部改正案」

「周南市における開発許可等審査基準の一部改正案」改正箇所朱書き

「周南市における開発許可等審査基準の一部改正案」新旧対照表

現行の「周南市における開発許可等審査基準」

◆意見書は、次の通りです。

意見書様式

(3) 意見の提出方法及び提出先

次のアからエのいずれかの方法で提出して下さい。

また、イ、ウ、エのいずれかの方法で提出される場合は、意見書の様式を用いて下さい。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けしません。

ア 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kenchikushid@city.shunan.lg.jp

※メールに直接ご意見を書き込むか、添付ファイル（word ファイル）として提出して下さい。

イ FAXを利用する場合

FAX番号：0834-22-3707

周南市役所 都市整備部 建築指導課 開発指導室あて

ウ 郵送する場合

〒745-8655 周南市岐山通一丁目1番地

周南市役所 都市整備部 建築指導課 開発指導室あて

エ 直接持参の場合

周南市役所 都市整備部 建築指導課 開発指導室へ提出

(4)意見提出期限

令和元年 11 月 15 日（金曜日）午後 5 時必着

4 問合せ先

周南市役所 都市整備部 建築指導課 開発指導室

T E L : 0834-22-8411

5 対象者

- 周南市にお住まいの方
- 周南市内の事務所又は事業所に勤務されている方
- 周南市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体

6 閲覧場所及び閲覧方法

(ア) 周南市ホームページ (<http://www.city.shunan.lg.jp>)

(イ) 都市整備部建築指導課開発指導室（周南市岐山通一丁目 1 番地 市役所本庁舎 3 階）

(ウ) 情報公開・個人情報保護担当窓口（市役所本庁舎 1 階（情報閲覧コーナー）、各総合支所
情報公開窓口）

※（ア）以外の閲覧時間は、市役所開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

7 必要記載事項

- ① 住所（法人その他の団体の場合は所在地）
- ② 氏名（法人その他の団体の場合は名称及び代表者名）
- ③ 連絡先（電話番号・メールアドレス等）
- ④ 「周南市における開発許可等審査基準の一部改定案」に対する意見

※閲覧場所に意見書のひな形を用意。

8 提出された意見の取扱等について

- 提出された意見を検討して、周南市における開発許可等審査基準の一部改正案の参考とする。
- 提出された意見の概要及び市の機関の考え方を公表する。ただし、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）第 7 条に規定する不開示情報に該当するものは除く。
- 公表については、6 に記載の場所と方法により公表する。
- 個人情報については、担当課で厳重に管理するとともに、非公表とする。
- 公表にあたっては、提出された意見を担当課で検討し、要約する場合がある。ただし、意見の全文公表を希望する旨の記載があった場合は、公表することが不適當な場合を除き全文を公表するものとする。
- 意見提出者への個別回答は行わない。

9 実施スケジュール（予定）

令和元年

10 月 15 日 パブリック・コメント開始

11 月 15 日 パブリック・コメント終了

12 月中旬 周南市における開発許可等審査基準（改正版）を HP 上で周知開始

令和 2 年

4 月 1 日 改正審査基準施行